

産前産後期間相当分(最大4か月分)の 国民健康保険料が 減免されます!

8月15日
より



対象となる方・減免される条件・減免される保険料

- 令和5年11月以降に出産(予定)した組合員本人または家族加入者
- 妊娠85日以上の出産(死産、早産及び流産の場合も含まれます。)
- 当該年度の保険料が確定していること
- 令和6年1月以降の各保険料

※組合員本人の出産の場合：世帯保険料 家族加入者の出産の場合：出産した人の保険料

保険料の減免方法

- **出産月(予定月)の前月から出産月(予定月)の翌々月までの最大4か月分の保険料が減免されます。**

※多胎の場合は出産月(予定月)の3か月前から出産月(予定月)の翌々月までの最大6か月分。



令和5年11月から令和6年1月の出産については**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減免されます。**



…対象期間

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月の保険料が減免されます。令和6年1月より前の期間については減免の対象とはなりません。

保険料の減免が決定された場合、すでに納入済みの保険料については還付されます。

申請に必要な書類

- ① 申請書(ホームページよりダウンロードが可能です。)
- ② 母子健康手帳の写し(出産した人、出産日または出産予定日が確認できるページ)

申請窓口

所属の建設組合・支部

お問い合わせ先

神奈川県建設連合国民健康保険組合

TEL.045-453-9661

国民健康保険料減免申請書 (産前産後保険料減免用)

組合員が記入する欄	被保険者証	記号	36	番号(8桁)							(枝番)	
	出産被保険者 (出産した人) (出産する人)											
	減免申請理由 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 出産したため (出産するため) <input type="checkbox"/> 多胎出産したため (多胎出産するため)										
	添付書類	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し ※ 出産した人(出産する人)、出産日または出産予定日が確認できるページの写し										
	記入する欄	<p>上記のとおり申請します。</p> <p>令和 年 月 日 (組合員)</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">_____</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">_____</p> <p>神奈川県建設連合国民健康保険組合理事長 殿</p>										

支部記入欄	返還方法	本人ゆうちょ口座 ・ 支部送金		
	出産年月日 (予定年月日)	年	月	日
本部記入欄	減免期間	年	月	~ 年 月
	資格確認			
	備考			

支部受付	国保受付